

NPO法人大網お助け隊 施行規約

(趣旨)

第1条 この規約はNPO法人大網お助け隊(以下『大網お助け隊』という。)の会則附則第2項により、事業の運営等に関する必要な条項を定めるものとする。

(活動地域)

第2条 この会の活動地域は原則として大網白里市行政区域内とする。

(形態)

第3条 この事業は利用会員の、困りごとや、生活課題の解決を、コーディネーターが協力会員に依頼して支援する。

(活動)

第4条 この団体の活動は住民主体のボランティアによる有償支援とする。

(組織)

第5条 この会の活動のため以下の役員を置く。

代表 この会の運営等の総括及び対外的な交渉を行う。

副代表 代表を補佐し、緊急時に代表の業務を行う。

コーディネーター 利用会員の支援を行うために、協力会員との円滑な調整を図る。

監事 この法人の業務、財産を監督する。

2 事務局は以下の事務を執行し、そのための役員を置く。

総務 この会の運営等に関する庶務を担当する。

会計 会費、利用費等の経理処理を担う。

広報 この会の活動等を対外的に広く知らせ、会の認知や活動の円滑化を図る。

なお、代表はその他必要な事務を定めることができる。

(費用)

第6条 会は協力会員の提供した支援に対し、利用会員より料金を徴収し、作業料として支払う。なお、支援に必要な材料及び機材等の費用は利用会員が負担する。

(守秘義務)

第7条 協力会員は知り得た個人情報には第三者に提供、漏えいしてはならない。

(生活課題)

第8条 会則第3条に示す支援内容は別表のとおりとする。

(移動支援)

第9条 移動支援は国土交通省自動車交通局通達に準拠する。

(保険)

第10条 当団体は、活動に関してボランティア保険に加入するとともに、活動で自動車等を利用する会員は可能な限り、個人の保険等を準備する。

(連帯)

第11条 この事業は大網白里市等の各種関係機関、団体と、必要により協働・連携を図る。

(会議)

第12条 この会の運営のために月1回の定例会議及び関連の役員会を開催する。

附則

1 この施工規約は、平成29年4月1日から施行する。